

磐田市香りの博物館条例の一部を改正する条例

磐田市香りの博物館条例(平成17年磐田市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「展示」を「展示に関すること。」に改め、同条第2号中「普及啓発」を「普及啓発に関すること。」に改め、同条第3号を次のように改める。

前2号に定めるもののほか、磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

第4条中「磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改める。

第5条第1項中「選定は、次に掲げる要件に基づくもの」を「選定基準は、次に掲げるとおり」に改め、同条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長又は教育委員会のみ権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

第3条に掲げる事業の実施に関する業務

博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務

その他博物館の管理上、教育委員会が必要と認める業務

第7条第2項中「選定を行い」を「選定基準に基づき選定し」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「当該指定について」を削り、「事業計画」の次に「その他の規則で定める書類」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

第9条を削る。

第10条第1項中「前条の指示に従わないとき、その他指定管理者による」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条ただし書を次のように改め、同条を第11条とする。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

第 1 3 条ただし書中「教育委員会が特に必要があると認めたときは」を「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 4 条第 1 項中「第 1 0 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 1 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 1 4 条 博物館の観覧者は、別表に定める観覧料(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第 1 5 条及び第 1 6 条を次のように改める。

(利用料金の減額又は免除)

第 1 5 条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第 1 項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 1 6 条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

第 1 9 条を削る。

別表中「(第 1 5 条関係)」を「(第 1 4 条関係)」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市香りの博物館条例(以下「新条例」という。)第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。